

3. 障がいのある人の人権

【現状と課題】

- 家庭や地域、学校、職場などのさまざまな場において、障がいのない人と等しく参加することが妨げられている問題や、虐待や、周りの人の不十分な知識や認識により地域で共同生活を営むことができないなどの人権課題があります。
- 障がいのある人に対する人権についての意識改革を図り、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するなど、自分らしく安心して生活を営めるまちづくりをめざしていく必要があります。

【具体的な取組】

① 障がいのある人の人権に関する教育・啓発の充実

- 障がいのある人に対する偏見や差別をなくすため、人権啓発を推進します。
- 福祉施設や文化施設に作業所や事業所でつくられた作品の展示場所を確保し、訪れる住民が展示内容に関心をもつことができる啓発に取り組みます。
- 障がいへの正しい理解を深めるための福祉教育活動に取り組みます。

② 職員研修の強化

- 町職員に対して、障害者差別解消法が定める合理的配慮の提供など、法制度に基づく知識や適切な対応などを身につけるための研修を実施します。

③ 障がいのある人への差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止

- 共生社会の実現に向け、偏見や差別の解消のため、関係機関などと連携しながら啓発や虐待防止などに取り組みます。

④ インクルーシブ教育の推進

- 教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを進めていきます。また、小・中学校における「多様な学びの場」を確保するとともに、インクルーシブ教育の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。

⑤ 雇用促進と就労支援の充実

- 障がいのある人への就労支援を強化するとともに、就労定着の支援を進めます。
- 障がいのある人の多様な就労ニーズに対応するため、日中活動、社会参加、就労訓練など、福祉的就労に向けた取組を進めます。

⑥ こころの健康づくりの推進

- 気軽に相談できる体制充実やメンタルヘルスについて普及・啓発の実施、こころの病、こころの健康、精神保健福祉に関する啓発や相談の取り組みを進めます。

⑦ 福祉サービスや相談体制の充実

- 障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関などとの連携強化による相談窓口の整備やライフステージに応じた相談支援、障がいのある人が相談しやすい体制整備の充実を図ります。

4. 高齢者の人権

【現状と課題】

- 本町では、令和2年10月1日現在の高齢化率は29.3%で、令和12年には35.2%になり、要介護や認知症高齢者の増加が予測されています。施設や家庭における高齢者に対する虐待、悪徳商法や詐欺、年齢を理由とした就職差別、賃貸住宅への入居拒否など高齢者に対するさまざまな人権侵害が懸念されます。
- 国では、高齢者がさまざまな社会活動に参加する機会を保障するとともに、社会を構成する一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築を目的とした「高齢社会対策基本法」が平成7年に施行され、介護保険制度や「高齢者虐待防止法」が整備されてきました。
- 高齢者が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし、地域社会の一員として様々な行事に参加することができるなど、高齢者の人権が尊重されたまちづくりをめざす取組を推進していく必要があります。

【具体的な取組】

① 高齢者の人権に関する教育・啓発の充実

- 高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域社会の実現に向けて意識啓発を行います。

- 地域住民や介護施設従事者などに高齢者虐待の防止について啓発を図ります。
- 生活困窮状態にある高齢者に対して、自立支援相談機関「はーと・ほっと相談室」と連携した生活困窮についての相談支援を行うとともに、地域包括支援センターを含めた連携体制の構築に努め、高齢者を支援する体制の整備を図ります。
- 保健福祉サービス提供従事者に対して、意識啓発や資質向上のための研修を実施します。

② 職員研修の強化

- 介護施設従事者による虐待や身体拘束を防止するため、職員のストレス対策、知識・介護技術の向上など、職員の意識改革やサービスの質的向上への支援を行います。

③ 相談体制・機能の強化・充実

- 地域包括支援センターをはじめとした総合的な相談窓口の強化を図ります。
- 高齢者の孤独感や不安の解消、介護にかかわる人権問題など、高齢者や家族などの総合的な相談に応じるとともに、身近な地域で相談できる体制の充実を図ります。
- 認知症高齢者の家族が参加する「高齢者介護家族のつどい」などでの情報提供や、認知症カフェなどの設置に向けた検討を進めます。

④ 情報提供機能の充実

- 社会福祉協議会などと連携し、高齢者の権利擁護に配慮した施策を推進します。
- 生活支援・介護予防サービスの開発、担い手の育成に努め、生活支援コーディネーターへの情報提供・共有などの連携を行っていきます。

⑤ 高齢者の権利擁護と自立支援の推進

- 認知症の人が自分らしく暮らし続けることができるよう見守りの強化に取り組み。
- 認知症サポーター養成講座や認知症フォーラム、認知症キャラバンメイトの充実に努めます。

⑥ 高齢者の虐待防止や孤立防止の強化

- 地域包括支援センターなどと協力し、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 孤立死の防止のため「安心太子見守りネットワーク」による見守り活動を実施します。

⑦ 関係機関との連携

- 担当課を中心に保健福祉ニーズの的確な対応及び窓口の明確化に努めます。
- 社会福祉協議会と連携し、公的サービスと住民参加型サービスが一体的に提供されるよう努めます。
- 生きがい人材センターと連携し、就労を希望する高齢者の就労の場を広げます。

5. 同和問題(部落差別)

【現状と課題】

- 同和問題は我が国固有の人権課題であり、その解決は国の責務、国民的課題であり、長い間結婚、就労など様々な権利が侵害され経済的、社会的、文化的に低位な状態を強いられている問題です。
- 「同和問題は今や存在しない」や「差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい」と考える人もいる一方、「自分の身内が同和地区出身者と結婚することには反対する」や「住宅を選ぶ際に同和地区と同じ小学校区の物件は避ける」といった差別意識が依然として存在しています。さらに、戸籍謄本などの不正取得による身元調査や不動産取引における土地調査、インターネット上で同和地区の所在地や関係者の個人情報が開示されるなど、同和地区に対する差別意識は依然として存在しています。
- 平成28年に「部落差別解消推進法」が施行され、住民一人ひとりが正しく行動できるよう、部落差別解消に向けた取組の強化が求められています。

【具体的な取組】

① 同和問題(部落差別)の教育・啓発の推進

- 「太子町人権教育基本方針」に基づき、学校教育を通じて、同和問題に対する認識を深め、あらゆる差別を許さない意志を持ち、実践力に富む人間の育成に努めます。
- 偏見や差別意識を克服するために、同和問題を知識として理解するだけでなく、同和問題の解決を自らの課題として行動につなぐことができる啓発の充実を図ります。
- 人権問題講演会の開催、広報紙・啓発冊子などにより総合的な啓発活動に努めます。

② 職員研修の強化

- 職員・教職員が同和問題を自らの課題ととらえられるよう研修、学習機会の充実に努めます。

③ 人権相談の充実・機能強化

- 庁内のさまざまな相談窓口をネットワーク化し、人権相談窓口の充実を図ります。

④ 関係機関との連携

- 太子町人権協会や大阪府、町村長会、大阪府人権協会などとの連携に努めます。
- 河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会と連携し、公正な採用選考による就職の機会均等の確保と差別のない職場づくりの活動の促進に努めます。

6. 外国人の人権

【現状と課題】

- 在日韓国人・朝鮮人などの永住者、さらに移住労働者、技能実習生、中国からの帰国者、国際結婚した人、国際結婚で生まれた子どもなど、外国人に対する就労・教育・住宅など様々な場面で偏見や差別などの人権問題が顕在化しています。
- 国連において国際人権規約、難民条約、人権差別撤廃条約が採択され、我が国も国際社会と歩調を合わせた取組を進めています。平成28年度に法務省が実施した「外国人住民調査」によると、外国人であることを理由に差別的なことを言われた経験のある人は約3割、入居差別を経験したことのある人は約4割、就職差別の経験は4人に1人であることが明らかになっています。
- 特定の民族や国籍の人々を排除しようとするヘイトスピーチを禁止する「ヘイトスピーチ解消法」が平成28年に施行されましたが、インターネット上での差別的な書き込みは拡散されています。
- 本町には令和2年現在、122人の外国人が居住していますが、外国における多様な生活習慣や文化についての理解を深め、外国人の人権が尊重された多文化共生社会のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

【具体的な取組】

① 人権尊重意識の高揚と教育・啓発の推進

- 国際理解、国際協調を深めるための啓発を推進します。特に、アジアの近隣諸国などの人々に対する偏見や差別を解消するための教育・啓発活動の充実に努めます。
- 太子町教育委員会が策定した「在日外国人教育に関する指導の指針」に基づき、他の国の人々の生活や文化について体験することにより、多文化教育を進め、お互いの違いを認め合い、共に生きる児童・生徒をはぐむ学校教育を推進します。

② 職員研修の強化

- 職員が外国の文化や習慣の違いを正しく理解し、お互いの人権を尊重しながら共に生きる国際感覚を身につけられるよう、機会あるごとに研修会や講演会に参加します。また、在日外国人教育の推進のため、教職員研修の充実に努めます。

③ 相談体制の充実

- 外国人が安心して生活できるよう、相談体制の充実に努めます。

④ 関係機関との連携・協働

- 外国人の持つ多様な文化、習慣、価値観を尊重し、その違いを認め合い理解できるよう関係機関と連携・協働しながら、外国人とのふれあい交流ができる場づくりに努めます。

7. 職場などにおけるハラスメント

【現状と課題】

- 令和2年6月、パワーハラスメント防止法が施行され、職場のセクシャルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメント対策に加え、パワーハラスメント防止のために、必要な措置を講じることが事業主に義務づけられました。
- 住民意識調査ではパワーハラスメントについての認識は高いものの、「採用や昇任など、職場での男女の待遇の違い」など、雇用における「性別を理由とする差別の禁止」についての認識は不十分でした。また、本町は小規模零細企業が多く、経営者側に職場におけるハラスメントなどについての問題意識が希薄です。
- ハラスメントは人権侵害であり、対等な職場環境づくりをめざして、企業のみならず働く人の意識・啓発が重要となります。職場内での相談支援などの充実、就労や地域活動などの様々な場面における男女の共同参画づくりを進めることが求められます。

| | | |
|--|--|---|
| <p>【具体的な取組】</p> <p>① ハラスメントに対する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職場や学校など、あらゆる機会にハラスメントについての啓発活動に取り組みます。 ●固定的な性別役割分担意識に基づく言動がセクシュアル・ハラスメントの背景にあること、性別に関わらず被害者・加害者になり得ることなども周知していきます。 <p>② ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●企業に対する積極的な啓発・広報活動に取り組みます。 ●職場の相談支援体制を充実させることを事業者に求め、職場内では相談できない人に対して各種相談窓口の情報提供を行います。 | <p>② 情報提供・相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●性的マイノリティの人が安心して自分らしく生きるための情報の提供、相談窓口を案内するとともに、相談内容により専門機関へつなぐなどの対応に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ●小中学校においては、児童生徒の発育段階に応じた性教育を推進し、HIV に対する正しい知識の普及に努めます。 <p>② 職員研修の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●HIV に対する正しい知識の普及と人権意識の高揚に努めるための職員・教職員の研修の実施を図ります。 <p>③ HIV 感染者に対する相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当事者の立場に立った相談事業の実施に努めるとともに、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。 <p>④ 関係機関との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国や大阪府など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。 |
| <p>8. インターネット上の人権侵害</p> | | |
| <p>【現状と課題】</p> <p>○インターネットは、手軽に情報を入力できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして普及してきました。その反面、特定の個人・団体や不特定多数の人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載・投稿されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。SNS 上で個人への誹謗・中傷やいじめなどが発生しており、表面化した時には重大な局面に至っていることが少なくありません。いったん掲載された情報は、さまざまな所に拡散する可能性があり、憲法が保障する表現の自由に配慮しつつ、人権を侵害する悪質な情報については、法的な対応や業界の自主規制による対策が講じられるようになりました。</p> <p>○インターネット上の人権侵害を防止するためには、住民一人ひとりがインターネットの利点と問題点を理解し、その利用にあたっては、個人情報や人を傷つける情報を流さないように十分配慮することが必要です。インターネットの利活用や問題点などの教育・啓発への取組が求められます。</p> | | |
| <p>【具体的な取組】</p> <p>① 人権侵害に関する教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●インターネットの利用にあたって、個人情報や人を傷つける情報を流さないよう、適正利用に関する啓発と教育に努めます。 ●インターネット上での差別事象や人権侵害などに関する教育・啓発を進めます。 ●インターネットからの情報を正しく理解する能力を高めるための取組を推進します。 <p>② 人権侵害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国や大阪府など関係機関と連携を図るなど迅速に対応する相談、支援に努めます。 | | |
| <p>9. 性的マイノリティへの人権侵害</p> | | |
| <p>【現状と課題】</p> <p>○「性」を構成する要素として、「身体の性」「社会的な性」「心の性」「好きになる性」などがあり、これらの組合せによってさまざまな性のありようが存在します。しかし、社会では一般的に「身体の性」と「心の性」は一致しており、異性愛が当然であるという認識が大多数を占めています。こうしたなか、性的マイノリティに対する偏見や差別、無意識に排除するということが起こっています。</p> <p>○大阪府では令和元年10月に施行した「性の多様性理解増進条例」で、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、府、府民、事業者の責務を明記しました。太子町男女共同参画推進条例では、性的マイノリティに対する人権侵害を行ってはならないと規定しました。</p> <p>○住民意識調査では、LGBTQなどの性的マイノリティに対する理解が十分でなく、これまでの社会通念であった「結婚は男女によるもの」や「身体の性」への固定観念がみられました。性的マイノリティへの偏見や差別をなくすための啓発活動を推進し、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができるとまちづくりをめざしていく必要があります。</p> <p>【具体的な取組】</p> <p>① 性的マイノリティに対する理解促進と配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校教育や生涯学習などを通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に努めます。行政窓口などでは性的マイノリティに配慮した対応に努めます。 | | |
| <p>10. 感染症に起因する人権侵害</p> | | |
| <p>(1) ハンセン病回復者に対する人権侵害</p> <p>【現状と課題】</p> <p>○ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気です。らい菌の病原性は非常に低く、感染することはさわめてまれであり、治療方法が確立されて以降も、非人道的な隔離政策は継続され、患者や回復者、その家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。平成8年に「らい予防法」が廃止されるまで長期にわたって法律による強制的な隔離政策が進められてきた結果、ハンセン病に対する偏見や差別が助長され、患者やその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。</p> <p>○住民意識調査では、ハンセン病回復者と食事や入浴を共にするなど、交流していくことに戸惑いがあるなど、ハンセン病回復者に対する偏見や差別が見られました。また、かつて、大阪においても官民一体となった「無らい県運動」が展開されたことがあるという事実は記憶にとどめておく必要があります。</p> <p>○平成 21 年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者などが地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復などのための措置を講ずることについて国、地方公共団体の責務が明記されました。</p> <p>○ハンセン病対策の誤りを二度と繰り返さないためにも、ハンセン病に関する正しい知識と理解を深め、偏見や差別の解消に向けた教育・啓発を行うことが必要です。</p> | | |
| <p>【具体的な取組】</p> <p>① ハンセン病回復者に関する人権教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関などと連携し、ハンセン病に対する歴史的経緯と正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進します。 <p>② 職員研修の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ハンセン病に対する歴史的背景と正しい知識の普及、及び人権意識の高揚に努めるための職員・教職員の研修の実施を図ります。 <p>③ 相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、庁内のさまざまな相談窓口のネットワーク化により、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。 <p>④ 関係機関との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国や大阪府など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。 | | |
| <p>(3) 新型コロナウイルス感染者に対する人権侵害</p> <p>【現状と課題】</p> <p>○新型コロナウイルスの感染拡大と同時に、感染者やその家族、医療従事者や交通関係従事者など社会のライフラインを支える人たちへの偏見や差別、排除という事態が発生しました。被害者である感染者が、本来得られるべきいたわりや共感、支援ではなく、感染したことを非難され、その責任を問われるなど、差別や排除に怯えながらの生活を余儀なくされる状況が発生しています。</p> <p>○新型コロナウイルスによる生活などへの影響は、外出自粛による健康や介護に関わる新たなリスクの増大や貧困や非正規雇用、母子家庭など、もともと社会的に不安定な立場に置かれていた人たちにより大きく現れるなど、社会の構造に組み込まれた差別や格差の問題も浮き彫りにしています。感染予防対策を講じながら、新型コロナウイルスの感染拡大が、地域住民一人ひとりの人権侵害の拡大につながらないように考えていく必要があります。</p> | | |
| <p>【具体的な取組】</p> <p>① 新型コロナウイルスに関する人権教育・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関などと連携し、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する正しい知識を啓発していくとともに、偏見・差別の解消に向けた啓発活動を推進します。 <p>② 職員研修の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスに関する正しい知識の普及、及び人権意識の高揚に努めるための職員・教職員の研修の実施を図ります。 <p>③ 相談窓口の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍が新たな貧困と格差の拡大を生み出さないよう庁内のさまざまな相談窓口が連携し、人権の視点に立った相談窓口の充実を図ります。 <p>④ 関係機関との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国や大阪府など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。 | | |
| <p>11. 自殺や自死遺族に対する偏見や差別</p> <p>【現状と課題】</p> <p>○自殺は、その多くが追い込まれた末の死といわれています。その背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があるため、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」といえます。</p> <p>○国では、平成10年に年間自殺者数が3万人を超えて以降、平成 23 年まで3万人台という水準で推移し続けました（警察庁「自殺統計」）。そうした状況の中、平成 28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として規定し、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することになりました。</p> <p>○本町では「太子町のち支える自殺対策計画」を平成31年3月に策定し、全ての住民が自殺対策への意識を高めて相互に支え合うことで、誰も自殺に追い込まれることなく、生きがいを持って心身ともに健康に過ごせるまちの実現をめざしています。</p> <p>○自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であることの共通認識を深め、住民同士が支え合う共生社会を作り上げていくことによって、自殺を未然に防止し、すべての住民が生き生きと暮らせる人権尊重のまちづくりに取り組んでいく必要があります。</p> | | |

【具体的な取組】

① 児童生徒を含めたすべての住民の自殺対策の教育と啓発の推進

- 危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることや危機に陥った場合には誰かに援助を求めることなどが社会全体の共通認識となるように周知啓発に取り組みます。
- 住民が自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を得られるよう、自殺予防週間や自殺対策強化月間などの取組や多様な媒体・手段を活用した普及啓発に努めます。
- 児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育や、教職員や保護者なども含めたこころの健康づくりの基礎知識の習得、スクールソーシャルワーカーなどによる児童生徒への相談体制の充実などに、学校などの教育機関と連携して取り組みます。

② 自殺対策を支える人材の育成

- 保健、医療、福祉、教育、労働、法律などの多様な分野でゲートキーパー養成研修やこころの健康に関する研修など、自殺対策に資する研修が実施されるよう支援に努めるとともに、自殺対策に従事する人々に対するこころの健康づくりに取り組みます。

③ 自殺リスクを低下させる「生きることの促進要因」への支援

- 「生きることの促進要因」を増やしていくため多様な居場所づくりを推進します。
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐために、専門家によるケア及びその要因解消に向けた包括的な支援の体制づくりに努めます。
- 自死遺族やその周囲の人々に対する情報提供・心理的ケアなどの取組など、遺された人への支援の充実を図ります。
- 自殺に至る前に専門的な治療を適切に受けることができるよう、こころの不調に陥った人が受診しやすい環境づくりや医療機関とその他の関係機関などとの連携体制の充実に取り組みます。

④ 地域におけるネットワークの強化

- 太子町自殺対策ネットワーク会議を始め、様々な機会を活用した情報共有に取り組み、各主体間における自殺対策の意識の共有や地域におけるネットワークの強化を図ります。

12. その他の様々な人権課題

(1) 刑を終えて出所した人への人権侵害

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあり、就職や居住に関する差別をはじめ、社会復帰の機会からの排除など、非常に厳しい状況があります。
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を解消するための啓発活動とともに、大阪府や関係機関、団体などと連携し、偏見などにより疎外されない社会復帰に適した環境整備に努めることが必要です。

(2) 犯罪被害者などへの人権侵害

- 犯罪被害者などに関する人権問題には、犯罪行為による直接的被害のみならず、そのことによる精神的・経済的被害など様々な被害や、本人だけでなく家族に対するマスキの報道や地域社会の風評などによる精神的負担に関する問題があります。
- 犯罪被害者や家族の権利利益の保護を図り、支援していくための、「犯罪被害者等基本法」が平成17年4月に施行され、同年12月に「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。大阪府では、平成18年12月に「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」を策定し、平成31年4月に、「大阪府犯罪被害者等支援条例」を制定しています。

(3) 引きこもりに対する偏見や差別

- 引きこもりは様々な要因が絡み合って生じていると考えられ、本人や家族の抱える課題は、対人関係や進学のみならず、就職の困難さ、生活困窮など、その年齢や状況により多岐に渡っています。引きこもり問題についての正しい知識を啓発するとともに、引きこもりに対する偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進することが求められます。

(4) アイヌの人々の人権

- アイヌの人々は北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語などを始めとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配、さらに明治時代のアイヌの人々の日本国民への同化を目的とした明治32年の「北海道旧土人保護法」の制定により、経済的にも社会的にも恵まれない立場に置かれ、アイヌの人々の伝統的生活習慣や文化が失われてきました。
- 平成5年の「世界先住民族国際年」を契機に、わが国においても、アイヌの伝統及び文化についての正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会づくりを目的とした「アイヌ振興法」が平成9年に制定されました。

(5) 北朝鮮当局によって拉致された被害者などへの人権侵害

- 平成14年9月、平壤で行われた日朝首脳会談で北朝鮮側が謝罪と再発の防止を約束してから18年が経過しました。北朝鮮による拉致は国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と財産に係る重大な問題です。国際連合においては、平成15年以来毎年、北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。また、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定されました。

(6) ホームレスの人権

- ホームレス状態にある人は、家庭の問題、人間関係、病気や精神疾患、倒産や失業など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースもあり、様々な要因の結果として路上生活などを余儀なくされています。しかし、社会では自己責任論が強く、ホームレスの人を偏見や差別の眼差しで見ると傾向があり、人権を侵害する事件が起こっています。

(7) 人身取引(トラフィッキング)

- 人身取引は、「トラフィッキング」とも言われ、国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもなどの弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいい、本人の意に反した強制力や脅迫などが伴っています。
- トラフィッキングは第4回世界女性会議「行動綱領」(平成7年)で戦略目標とされました。国連から不十分な取り組みを指摘された日本政府は平成16年12月、総合的・包括的な対策を講ずるために「人身取引対策行動計画」を策定しました。

(8) 東日本大震災に起因する人権問題

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらしました。地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとなりました。被災者に対する嫌がらせやいじめ、福島第一原発事故に伴う風評に基づく偏見、差別が今なお存在しています。
- 災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場などを奪い、被災者は大きな被害を受けます。一人ひとりが被災された方々の状況を理解し、人権に配慮しながら、支援していくことが大切です。

(9) 職業に対する偏見や差別

- 社会的差別との関わりや宗教的、道徳的な理由のほか、「力仕事に従事しているから」「非正規社員だから」など、仕事の中身やその人のことを知らないにもかかわらず、マイナスのイメージを持って一方的に判断してしまうことなどによる特定の職業やその従事者に対する偏見や差別があります。
- 就職は、人の生涯に大きな影響を及ぼすものであり、求人募集・採用選考にあたっては、求職者などの個人情報に適切に管理するとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度によりそれぞれの事業所において公正採用選考の推進をはかるなど差別のない採用選考が行われることが必要です。企業内従業員に対する人権研修の計画・実施などを推進し、すべての人に保障される職業選択の自由を確保することが求められています。そのため、大阪府や労働局、関係部局と連携し、職業に対する偏見や差別を解消していくための教育・啓発に取り組むことが必要です。

第4章 推進プランの体制と進行管理

1. 推進プランの体制

(1) 実施体制

① 太子町人権協会との連携強化

人権啓発活動に取り組んでいる太子町人権協会を「人権尊重のまちづくり」を推進していくための連携・協力団体として、育成・強化を図っていきます。

② 人権行政を担う職員の養成

1) 人権リーダーの養成・配置

町職員の自発的な人権の取組を促進するため、各部署における人権リーダーを養成・配置していきます。その際、大阪府が実施する「大阪府人権総合講座」などを活用し、計画的な人材養成に取り組みます。

2) 職員研修

人権行政を担う町職員の人権意識を高めるため、計画的な職員研修に取り組みます。

③ 庁内体制の整備

1) 太子町人権施策推進本部

人権施策の総合的な推進を図るため、町長を本部長とし、各部署の責任者で構成する「太子町人権施策推進本部」を定期的に開催し、全庁的な人権施策の推進を図ります。

2) 人権施策推進本部幹事会

各部署の課長で構成する「人権施策推進本部幹事会」を定期的に開催し、「人権施策推進本部」の円滑な運営にあたります。

④ 太子町人権尊重のまちづくり審議会

太子町人権尊重のまちづくり条例に基づき設置している「太子町人権尊重のまちづくり審議会」を定期的に開催し、計画の進捗状況に関する審議や人権施策に関する様々な提言をいただきます。

(2) 国や大阪府などとの連携

国や大阪府、近隣自治体との連携を図り、人権教育や人権啓発、人権相談などを効果的に行うため、人権に関する研修会の実施や情報交換の機会の充実に努めます。

(3) 住民など多様な主体との連携

人権施策は町の主体性のもと、住民、NPO法人、事業者、各機関、団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、互いに協力する参画と連携のもとで推進していきます。また、各主体の人権に関する活動への様々な支援を通じて、新たな協働体制やネットワーク化につなげるように努めます。

2. 進行管理

計画の適切な進捗管理・評価を行うために、毎年、事業を所管する部署から、計画に基づく進捗状況を把握するとともに評価し、評価結果をもとに改善を図ります。計画期間中、社会情勢の変化に対応した新たな施策についても進捗状況の把握、進行管理の対象とします。評価・改善についてはPDCAサイクルの仕組みを取り入れた進行管理を行います。なお、取組状況の評価については「太子町人権施策推進本部」で点検するとともに、「太子町人権尊重のまちづくり審議会」に報告し、意見をいただきます。

